



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の指定（福祉・援護課） 1
- 生活保護法による医療扶助のための施術を担当させる指定施術機関の事業の廃止の届出（福祉・援護課） 2
- 土地改良区の解散（村づくり計画課） 2
- 都市計画事業の変更の認可（道路街路課） 2
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課） 3
- 歳入の徴収の事務の委託（住宅課） 3

公 告

- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（広報課） 4

訓 令

- 沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令（地域・離島課） 4

公安委員会事項

- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定 5

告 示

沖縄県告示第319号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

平成25年 5月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 平成25年 4月 1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用及び執務費用並びに旅費等の実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 宮國英男
 - (2) 住所 那覇市金城1丁目10番地11
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、執務費用及び実費に相当する金額の範囲内で概算払をするものとする。

沖縄県告示第320号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成25年 5月21日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	指定年月日
金成良幸	石垣市字名蔵985番地74	平成25年4月1日
ぱいぬていだ鍼灸接骨院（南尾早智子）	石垣市字石垣161番地1 ブエノアパート宮良1階南	平成25年4月1日
さくらの木整骨院（友利隼人）	西原町字翁長529番地	平成25年4月10日

沖繩県告示第321号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定施術機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成25年5月21日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

指定施術機関の名称（施術者の氏名）	指定施術機関の所在地	廃止年月日
うるおす～潤～整骨院（砂川賀信）	糸満市字潮平604番地1 マンション百屋1F	平成24年12月1日
うるおす～潤～整骨院（大城宜顕）	糸満市字潮平604番地1 マンション百屋1F	平成25年3月20日
がんばる接骨院（金城裕之）	名護市字宮里1592番地マックスパリュなご店内	平成25年3月31日

沖繩県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、次のとおり土地改良区が解散した。

平成25年5月21日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 土地改良区の名称 中城村当間土地改良区
- 2 解散認可年月日 平成25年5月10日

沖繩県告示第323号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成23年沖繩県告示第347号で認可した中部広域都市計画道路事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年5月21日

沖繩県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 施行者の名称 うるま市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・4・具1号安慶名3区線及び3・5・具1号安慶名赤道線
- 3 事業施行期間 平成23年6月17日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 平成23年沖繩県告示第347号の事業地のうち、うるま市字安慶名前原地内において事業地を変更する。
 - (2) 使用の部分 なし
- 5 変更の内容 事業施行期間及び事業地の変更

沖縄県告示第324号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県中部土木事務所において縦覧に供する。

平成25年 5月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 中城村津覇地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から21号までを順次結んだ線及び標柱1号と21号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
中城村	津覇	崎本原	1169番	1
中城村	津覇	崎本原	里道	2
中城村	津覇	崎本原	1172番	3
中城村	津覇	上津覇原	1350番	4
中城村	津覇	上津覇原	里道	5
中城村	津覇	上津覇原	1353番	6
中城村	津覇	上津覇原	1355番	7
中城村	津覇	上津覇原	1355番	8
中城村	津覇	上津覇原	1358番	9
中城村	津覇	上津覇原	1358番	10
中城村	津覇	上津覇原	1358番	11
中城村	津覇	上津覇原	1385番	12
中城村	津覇	上津覇原	1397番 2	13
中城村	津覇	上津覇原	1397番 2	14
中城村	津覇	上津覇原	1396番 3	15
中城村	津覇	上津覇原	1395番	16
中城村	津覇	上津覇原	1395番	17
中城村	津覇	上津覇原	1395番	18
中城村	津覇	上津覇原	1393番	19
中城村	津覇	上津覇原	1390番 2	20
中城村	津覇	上津覇原	1390番 2	21

沖縄県告示第325号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

平成25年 5月21日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 委託した徴収事務 北部地区、中部A地区、中部B地区及び南部地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
 - ア 名称 沖縄県住宅供給公社
 - イ 所在地 那覇市山下町18番26号
- (3) 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2 (1) 委託した徴収事務 宮古地区及び八重山地区の県営住宅に係る県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料の徴収事務
- (2) 受託者の名称及び所在地
 - ア 名称 住宅情報センター株式会社
 - イ 所在地 宮古島市平良字西里1107番地7
- (3) 委託期間 平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

平成25年5月21日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量 平成25年度県政広報テレビ番組制作・放送業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県知事公室広報課 那覇市泉崎1丁目2番2号
- 3 契約の相手方を決定した日 平成25年4月1日
- 4 契約の相手方の名称及び所在地 有限会社シー・エム・シー 那覇市鏡原町29番17号
- 5 契約金額 28,972,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号

訓 令

沖縄県訓令第72号

沖縄県企業局訓令第3号

沖縄県病院事業局訓令第2号

沖縄県教育委員会教育長訓令第6号

沖縄県警察本部訓令第11号

庁	内	一	般
企		業	局
病	院	事	業
教		育	庁
警	察	本	部

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年5月21日

沖 縄 県 知 事	仲 井 眞 弘 多
沖 縄 県 企 業 局 長	平 良 敏 昭
沖 縄 県 病 院 事 業 局 長	伊 江 朝 次
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長	諸 見 里 明
沖 縄 県 警 察 本 部 長	笠 原 俊 彦

沖縄県渇水対策本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県渇水対策本部設置規程（平成19年沖縄県訓令第57号・沖縄県企業局訓令第3号・沖縄県病院事業局訓令第4号・沖縄県教育委員会教育長訓令第16号・沖縄県警察本部訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「農林水産部農林水産企画課長」を「農林水産部農林水産総務課長」に、「土木建築部土木企画課長」を「土木建築部土木総務課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成25年5月21日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第56号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第18条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成25年 5月21日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
レジャーボート提供業	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	平成25年3月4日から 平成26年3月3日まで
	和山海雲	和山海雲 (代表者) 和山通年	平成25年3月14日から 平成26年3月13日まで
	フサキリゾートヴィレッジ	アイランド株式会社 (代表取締役) 山本俊祐	同上
	オーシャンゲート	株式会社沖縄重田 (代表取締役) 重田裕美	同上
	マレア宮古島店	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 萩原知子	平成25年3月27日から 平成26年3月26日まで
	ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー (代表者) 関口正樹	同上
	セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	同上
	有限会社うみあっちゃー	有限会社うみあっちゃー (代表者) 中川隆行	同上
	マリクラブバスロ	マリクラブバスロ (代表者) 岡橋憲司	同上
潜水業	株式会社沖縄シーストーリー	株式会社沖縄シーストーリー (代表取締役) 狩俣憲	平成25年3月4日から 平成26年3月3日まで
	ザンマリン	ザンマリン (代表者) 玉城善忠	同上
	オーシャンゲート	株式会社沖縄重田 (代表取締役) 森浩一	平成25年3月14日から 平成26年3月13日まで
	nature service mahae	nature service mahae	平成25年3月27日から 平成26年3月26日まで

	(代表者) 木下彰	
マレア宮古島店	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 萩原知子	同上
アルファダイブ沖縄	アルファダイブ沖縄 (代表者) 武富彰	同上
マリクラブバスロ	マリクラブバスロ (代表者) 岡橋憲司	同上
有限会社マリンサポートタイド	有限会社マリンサポートタイド (代表者) 神谷和洋	同上
ダイビングサービスシードアー	ダイビングサービスシードアー (代表者) 関口正樹	同上
マレア石垣島店	株式会社マレア・クリエイト (代表取締役) 萩原知子	同上
セブンシーズ	セブンシーズ (代表者) 春川淳	同上

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶一丁目6番3号
---	---